

第5章

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画 の展開

障がいのある方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、必要な障がい福祉サービスが計画的に提供される必要があります。

本章では、計画目標年度における、障がい福祉サービスの見込量と、その確保策を示します。

なお、障がい福祉サービス見込量には双葉8町村からの避難者分を含む数値となっています。

第5章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の展開

第1節 計画の基本的な考え方

1 希望する障がい者に必要なサービス提供を保障

障害者総合支援法では、市町村を実施主体とし、障がいの種類に関わらず一元的な福祉サービスを実施することとされています。また、就労支援の強化を図りながら、障がい者が地域で自立して暮らすことができる社会の実現を目指しています。

本計画により、障がい福祉サービス、障がい児福祉サービス及び地域生活支援事業の実施計画を策定し、本市の特色を生かしながら必要なサービス量の確保を図ります。

障害者総合支援法

(障がいの種別にかかわらず給付の共通等に関する事項について規定)



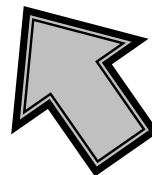
身体障害者福祉法

身体障がい者の定義
援助と必要な保護 等



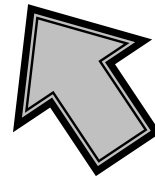
知的障害者福祉法

援助と必要な保護 等



精神保健福祉法

精神障がい者の定義
医療及び保護 等



児童福祉法

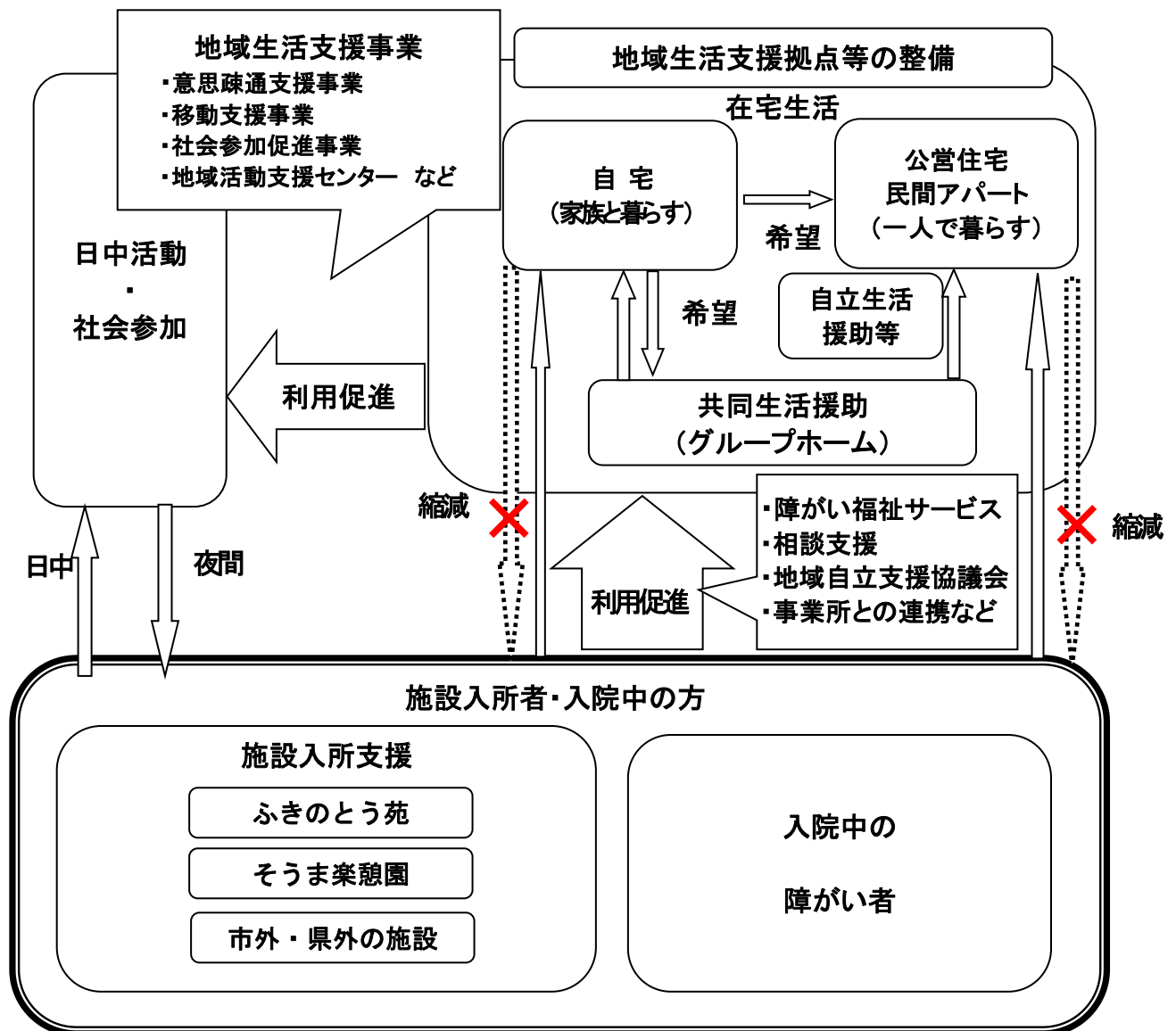
児童の定義
心身の健全育成 等

2 施設入所・長期入院から地域生活への移行を推進

施設入所者や長期入院している方の地域移行の推進を図るためには、障がい者の居住環境の整備が必要であり、地域の受け皿づくりや地域の共助も出来たうえで、障がいのある方一人一人の状況に合わせた住居の確保を図るための事業を展開します。その上で、相談支援事業所や地域自立支援協議会、各福祉サービス事業所その他関係機関との連携を図りながら、障がい者の実情に合った地域移行を推進します。

また、地域移行した障がい者が、日中活動及び社会参加できる環境を整備するため地域生活支援事業の充実を図るとともに、障がい者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、地域生活支援拠点等の機能強化を進め、状況確認や充実に向けて、運用状況の点検や検証を行う必要があります。

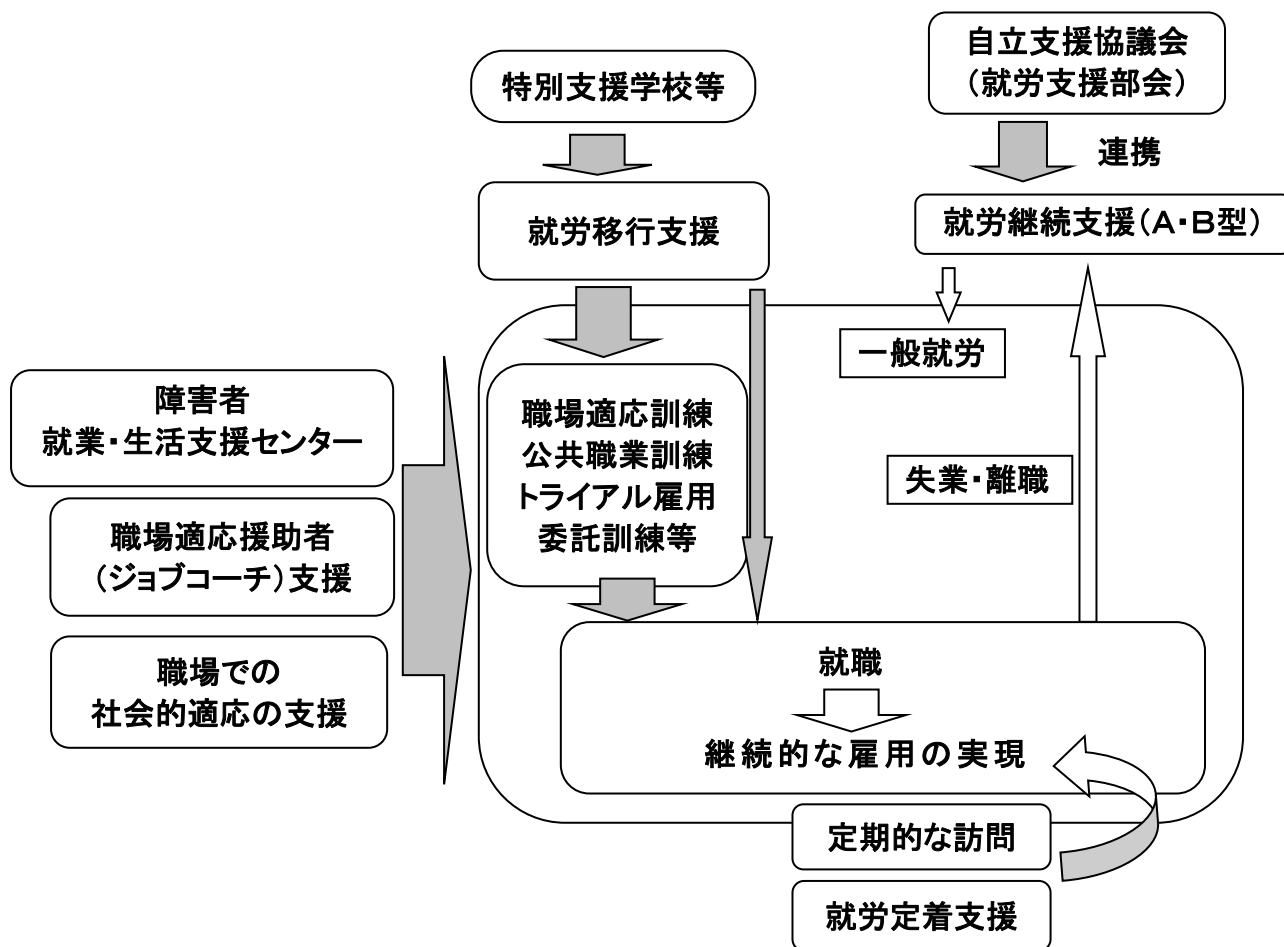
併せて、重度化・高齢化した障がい者や日常生活を営む上での理解力及び生活力を補う必要のある障がい者であっても地域生活を希望する方が地域で暮らすことができるよう日中サービス支援型指定共同生活援助や訪問系サービス（自立生活援助）等の利用も推進します。



3 福祉施設から一般就労への移行等を推進

障がい者の一般就労への雇用促進及び職場定着を図るため、職場やハローワークとの連携のもと、障害者職業センターからの職場適応援助者(ジョブコーチ)支援⁸のほかに、障害者就業・生活支援センター等による職場環境や人間関係の適応調整をするための支援が必要です。

また、就労した障がい者に対して定期的な訪問を行うことにより、トラブルや離職に陥る前兆をとらえ、生活面での自立した安定を図り就労意欲へ結びつけ、継続的な雇用へとつなげることも重要です。



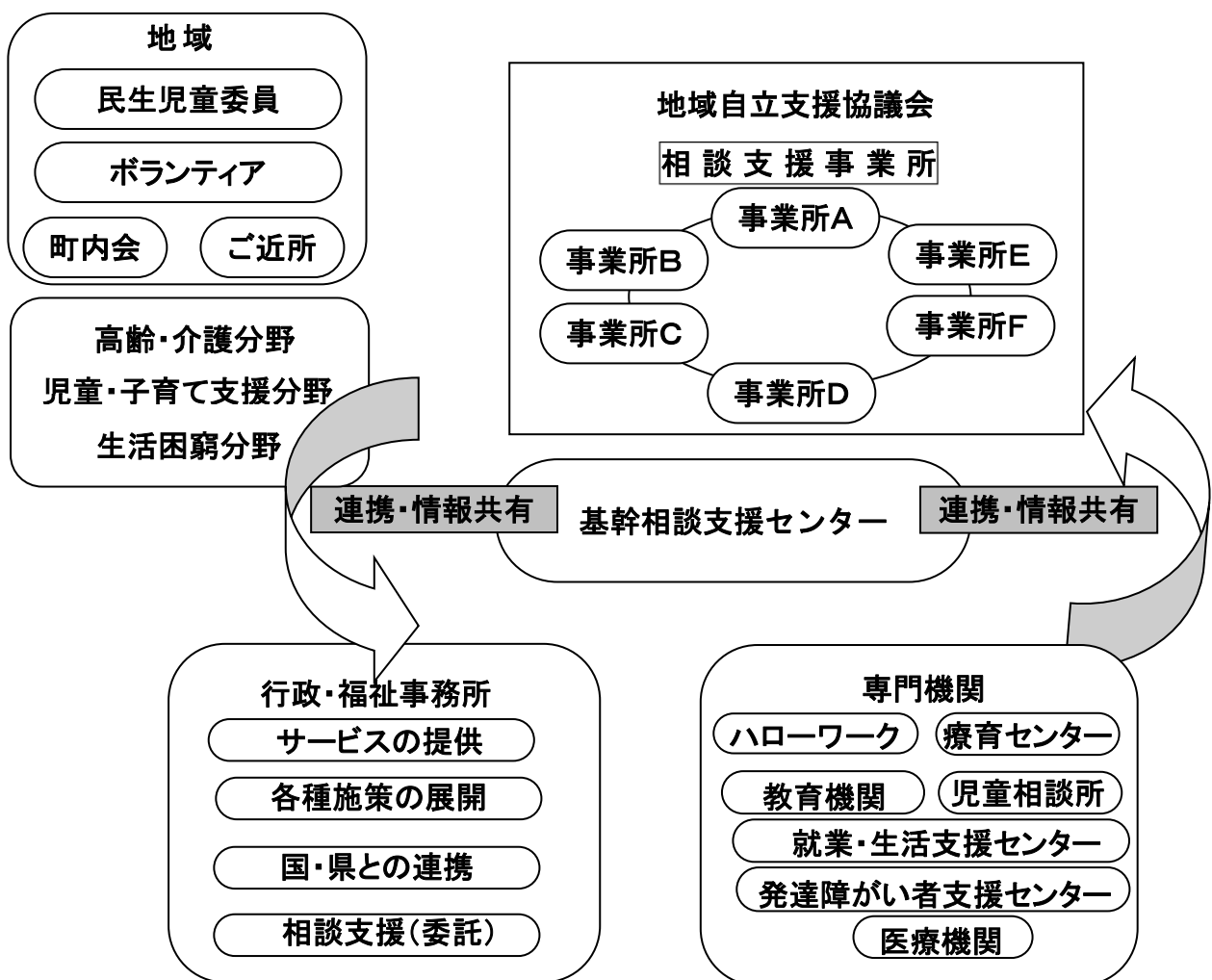
⁸ 障がい者の職場適応に向けて行う支援で、障がい者に対しては、職場の従業員の方との関わり方や効率の良い作業の進め方等のアドバイスを、事業主に対しては、本人が力を発揮しやすい作業の提案や障がい特性を踏まえた仕事の教え方などのアドバイスをします。

4 相談支援体制の充実

相談支援体制の充実を図るためには、相談支援事業所の整備や各相談支援事業所間の連携とともに、地域自立支援協議会を中心にした関係機関や行政、事業所との有機的な協働体制を構築することが求められます。

併せて、地域における相談支援の中核的な機関である基幹相談支援センターによる助言・指導のもと、相談支援専門員の育成及び資質向上を図ることが重要です。各機関が連携しながら情報の共有化に努め、市内全域に行き届いたきめ細やかで、迅速に対応できる質の高い相談支援を提供します。

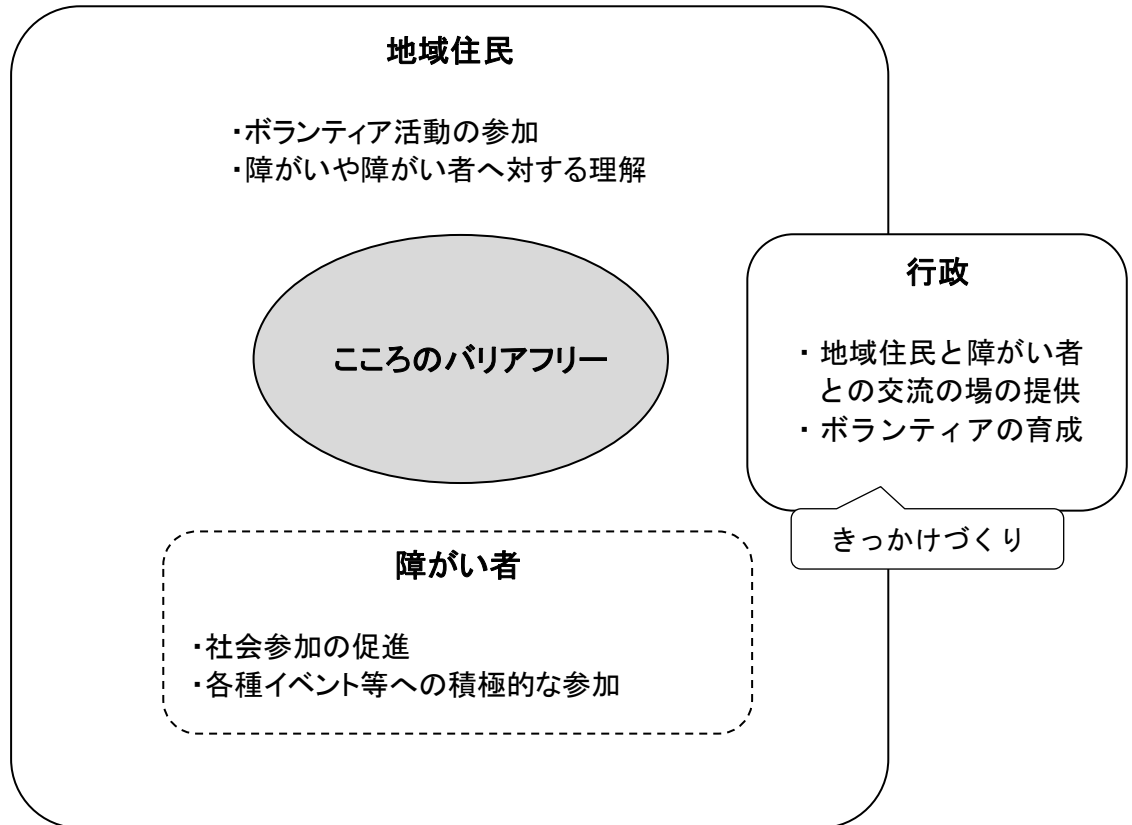
また、民生児童委員をはじめとする地域の方々や地域包括支援センターなど地域福祉、高齢福祉・介護分野、児童福祉・子育て支援分野、生活困窮など他分野との連携を強化しながら、障がい者の生活実態の把握や地域での協力体制の整備など、支援システムの構築を図ります。



5 障がい者の社会参加の促進

障がい者が積極的に社会参加するためには、地域住民が障がい者に対する差別や偏見を取り除き、理解ある対応をすることが必要です。本市ではこころのバリアフリーを推進し、障がいや障がい者に対する理解の促進を図ります。

また、手話奉仕員養成講座や点訳奉仕員養成講座、レクリエーション事業等を開催し、さらに、ボランティア活動に参加するきっかけづくり等を行うことで、障がい者に対する理解促進を図ります。



第2節 基本指針の見直しのポイント

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の作成にあたり、令和5年5月19日に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）」が告示されましたが、今回の改正に伴う見直しの主なポイントは以下のとおりです。

1 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障がい者等への支援など、地域ニーズへの対応
- ・強度行動障がいを有する障がい者等への支援体制の充実
- ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ・地域の社会資源の活用及び関係機関と連携も含めた効果的な支援体制の整備促進
- ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性

3 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
- ・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定
- ・一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- ・地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

4 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・市町村における重層的な障害児支援体制の整備
- ・地域におけるインクルージョンの推進
- ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定
- ・障がい児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定

5 発達障がい者等支援の一層の充実

- ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
- ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
- ・強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

6 地域における相談支援体制の充実・強化

- ・基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- ・地域づくりに向けた協議会の活性化

7 障がい者に対する虐待の防止

- ・障がい福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

8 地域共生社会の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進

9 障がい福祉サービスの質の確保

- ・障がい福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実

10 障がい福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

11 よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい(児)福祉計画の策定

- ・障がい福祉データベースの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

12 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る配慮の新設

13 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

14 その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

第3節 成果目標の設定

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、各成果目標に係る目標値を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者のうち、自立訓練（生活訓練）等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する者の目標値を設定します。本市では、障がいのある人の状況を踏まえながら、福祉施設に入所する障がい者の地域移行を進めるとともに、入所希望者等に対して、地域生活の継続に必要な支援を基幹相談支援センターや関係機関で検討し、障がい者やその家族が住み慣れた地域で生活し続けられるよう、地域移行支援体制の構築を進めます。

【国の基本指針】

- ①地域移行者数：令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行する。
- ②施設入所者数：令和4年度末の施設入所者数の5%以上を削減する。

項目	数値等	考え方
令和4年度末時点の福祉施設入所者数 (ア)	55人	令和4年度末の施設入所者数
令和8年度末時点の福祉施設入所者数 (イ)	52人	令和8年度末の施設入所者数の見込み
【目標値】		
地域生活移行者数	4人	施設入所からグループホーム等への地域移行者数（割合は、地域生活移行者数を全入所者で除した値）
	7.3%	
削減見込（ア）－（イ）	3人	令和8年度末時点での削減見込数（割合は、削減見込数を全入所者で除した値）
	5.5%	

前計画の実績

項目	数値等	考え方
目標値	53人	福祉施設入所者については、令和元年3月末日55人に対し、令和5年度末までに2人(3.6%)削減することを目標としていた
実績値	54人	令和5年度末の施設入所者数（見込み）

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

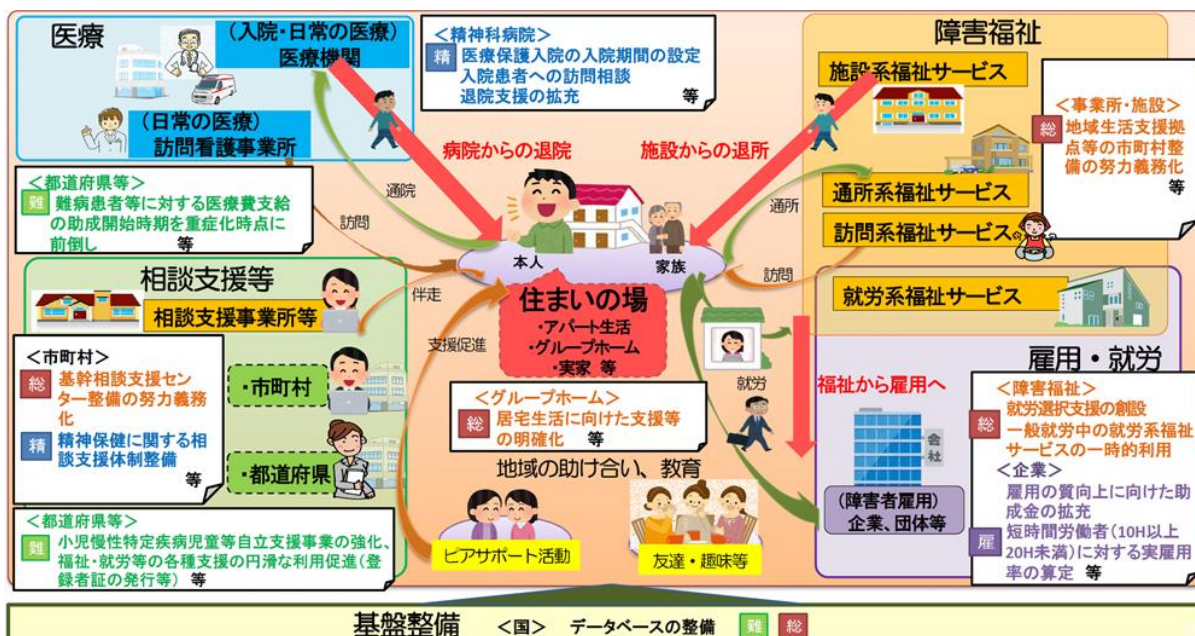
「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」とは、精神障がい者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムを指します。このシステムの実現のため、本人の希望に応じて、

- ・施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実
- ・福祉や雇用が連携した支援、障がい者雇用の質の向上
- ・調査、研究の強化やサービス等の質の確保、向上のためのデータベースの整備 等

を推進する必要があります。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、地域で生活する上で必要な資源やネットワークの在り方について検討し、各分野の連携による支援体制を構築する必要があります。

<障がい者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会（イメージ図）>



【国の基本指針】

- ① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数及び関係者の参加者数、目標設定や評価の実施回数を設定する。
- ② 地域移行に関する障がい福祉サービスの精神障がい者の利用者数を設定する。
- ③ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備をする。
- ④ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定をする。

(1) 障がい福祉サービスの利用者数(精神障がい者)

項目	数値等	考え方
利用者数		
地域移行支援の利用者数	1人	令和4年度の利用者数
【目標値】利用者数	1人	令和8年度の利用者数
地域定着支援の利用者数	0人	令和4年度の利用者数
【目標値】利用者数	1人	令和8年度の利用者数
共同生活援助の利用者数	41人	令和4年度の利用者数
【目標値】利用者数	45人	令和8年度の利用者数
自立生活援助の利用者数	1人	令和4年度の利用者数
【目標値】利用者数	4人	令和8年度の利用者数
自立訓練(生活訓練)の利用者数	9人	令和4年度の利用者数
【目標値】利用者数	10人	令和8年度の利用者数

(2) 保健、医療・福祉関係者による協議の場

項目	数値等	考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	4回	令和4年度の開催回数
【目標値】開催回数	6回	令和8年度の開催回数

項目	数値等	考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	14人	令和4年度の参加者数
医療関係者(精神科)	1人	
医療関係者(精神科以外)	0人	
福祉関係者	13人	
保健関係者	0人	
介護関係者	0人	
当事者	0人	
家族	0人	
その他	0人	
【目標値】参加者数	15人	令和8年度の参加者数
医療関係者(精神科)	1人	
医療関係者(精神科以外)	0人	
福祉関係者	10人	
保健関係者	1人	
介護関係者	1人	
当事者	1人	
家族	1人	
その他	0人	

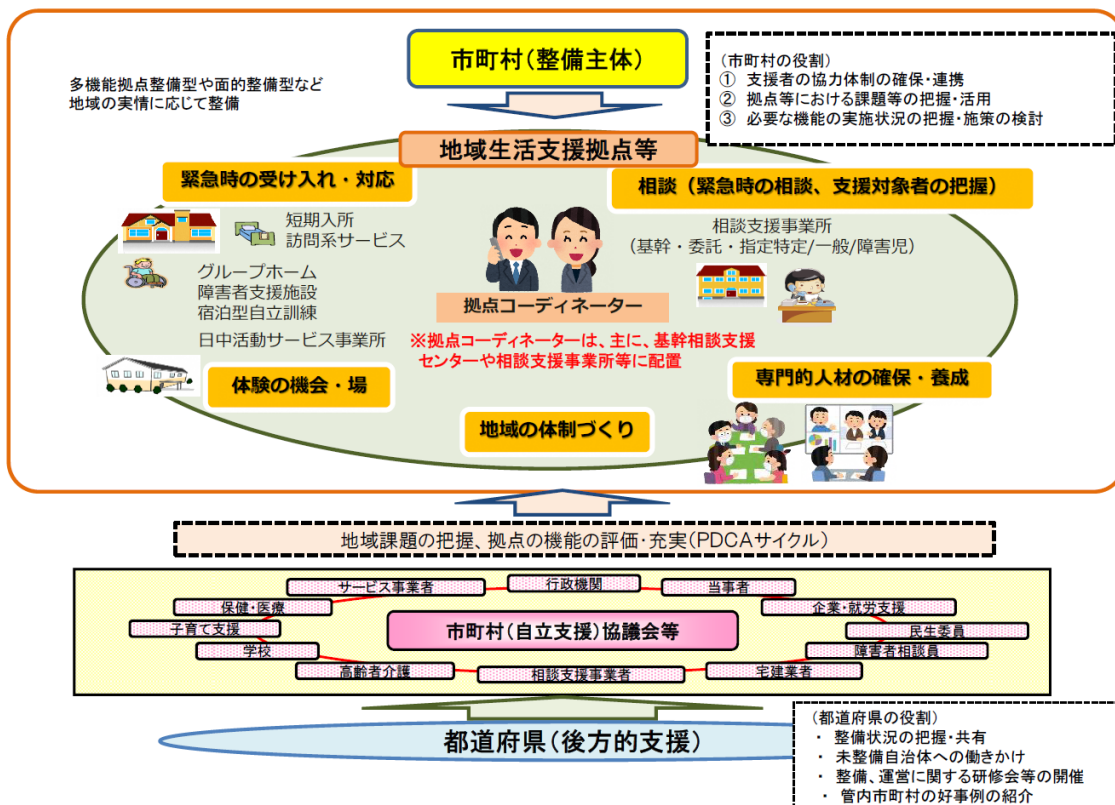
項目	数値等	考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	令和4年度の実施回数
【目標値】実施回数	1回	令和6年度の実施回数
	1回	令和7年度の実施回数
	1回	令和8年度の実施回数

3 地域生活支援の充実

「地域生活支援拠点」とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支える体制を構築するものです。本市においては、令和4年9月に要綱を制定し、面的整備型として整備しました。

地域生活支援拠点において、地域のニーズや課題等を踏まえ、本市の実情に合わせたネットワーク構築等の体制の機能の充実を検討します。そして、多様な日中活動の場の確保、居住サービスの整備、医療との連携の強化など、市内のさまざまな機関との連携をさらに推進します。地域自立支援協議会を中心に、市内の事業者が連携し、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証し、地域生活支援拠点の機能充実を進めます。また、強度行動障がいを有する者に関する支援ニーズの把握、支援体制の整備について、議論を深め実施に向け検討します。

<地域生活支援拠点等・基幹相談支援センター・協議会の関係（イメージ図）>



【国の基本指針】

- ①令和8年度末までの間、地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置することにより効果的な支援体制の構築を進め、また年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ②令和8年度末までに、強度行動障がいをもつ者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

(1) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	数値等	考え方
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1か所	令和4年度末時点の設置箇所
【目標値】設置箇所	1か所	令和8年度末時点の設置箇所 (市又は圏域で1カ所以上整備)
コーディネーターの配置人数	0人	令和4年度末時点の設置人数
【目標値】配置人数	1人	令和8年度末時点の設置人数
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討回数	0回/年	令和4年度末の運用状況の検証・検討回数
【目標値】検証・検討回数	1回/年	令和8年度末の運営状況の検証・検討を実施

前計画の実績

項目	数値等	考え方
目標値	1か所	令和5年度末までに地域生活支援拠点等を1か所整備することを目標としていた
実績値	1か所	令和5年度末の地域生活支援拠点等の整備数

(2) 強度行動障がいをもつ者に対する支援体制の整備

項目	数値等	考え方
強度行動障がいをもつ者の状況や支援ニーズの把握の有無	0	令和4年度末時点の支援ニーズ等の把握の有無(有り:1,無し:0)
【目標値】状況や支援ニーズの把握の有無	1	令和8年度末時点の支援ニーズ等の把握の有無(有り:1,無し:0)
支援体制整備の有無	0	令和4年度末の支援体制整備の有無(有り:1,無し:0)
【目標値】支援体制整備の有無	1	令和8年度末の支援体制整備の有無(有り:1,無し:0)

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援事業）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。また、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点での就労定着者数の割合）に係る目標値を設定します。

【国の基本指針】	
①	福祉施設の利用者の一般就労への移行：令和3年度の移行実績の1.28倍以上
②	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
③	就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
④	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

(1) 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値等	考え方
一般就労への移行者数(ア)	4人	令和3年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数
【目標値】(イ)	5人	令和8年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数
	1.3倍	

前計画の実績

項目	数値等	考え方
一般就労移行者数 目標値	4人	令和5年度において就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績(1人)の4.0倍としていた
実績値	4人	令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数(見込み)
就労移行支援事業利用者数 目標値	2人	令和5年度において就労移行支援事業利用者数を令和元年度実績(0人)から2人増としていた
実績値	5人	令和5年度末の就労移行支援事業利用者数(見込み)

(2) 就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数

項目	数値等	考え方
就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	2人	(ア)のうち、令和3年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数
【目標値】	2人	(イ)のうち、令和8年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数
	1.0倍	

(3) 就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数

項目	数値等	考え方
就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数	0人	(ア)のうち、令和3年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数
【目標値】	2人	(イ)のうち、令和8年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数
	- 倍	

※就労継続支援(A型)については、市内及び近隣市町村でサービス提供できる事業所なし

(4) 就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数

項目	数値等	考え方
就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数	1人	(ア)のうち、令和3年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数
【目標値】	2人	(イ)のうち、令和8年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数
	2.0倍	

(5) 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者が5割以上の事業所数

項目	数値等	考え方
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者が5割以上の事業所数	0か所	就労移行支援事業所のうち、令和3年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数
就労移行支援事業所数	1か所	令和8年度の就労移行支援事業所数(見込み)
【目標値】	1か所	令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者が5割以上になる就労移行支援事業所数 (割合については、令和8年度の就労移行者が5割以上となる就労移行支援事業所数を令和8年度の就労移行支援事業所数で除した値)
	100.0%	

(6) 一般就労移行者数のうち就労定着支援事業利用者数

項目	数値等	考え方
一般就労移行者数のうち就労定着支援事業利用者数	0人	令和3年度の一般就労定着支援事業の利用者数
【目標値】(ウ)	3人	(イ)のうち、令和8年度の就労定着支援事業の利用者数 割合は(ウ)／(イ)
	60.0%	

(7) 就労定着支援事業の就労定着率

項目	数値等	考え方
就労定着率が7割以上の事業所数	0か所	就労定着支援事業所のうち、令和3年度の就労定着率が7割以上の事業所数
就労定着支援事業所数	1か所	令和8年度の就労定着支援事業所数(見込み)
【目標値】	1か所	令和8年度の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所数
	100.0%	(割合については、令和8年度の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所数を令和8年度の就労定着支援事業所数で除した値)

(8) 就労継続支援B型事業所の工賃

市内の就労継続支援B型事業所の月額工賃平均額の目標値を設定します。

項目	数値等	考え方
市内就労継続支援(B型)事業所の月額工賃平均額	14,409円	令和3年度の月額工賃平均額 (福島県平均15,195円)
【目標値】	14,900円	令和8年度の月額工賃平均額 就労継続支援事業所における工賃の伸率が低迷しているが、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症となったことから、福島県の工賃平均額に近づける金額で設定

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置

児童発達支援事業（事業所）は、専ら利用障がい児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場であるのに対し、児童福祉施設と定義される児童発達支援センターは、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育施設です。

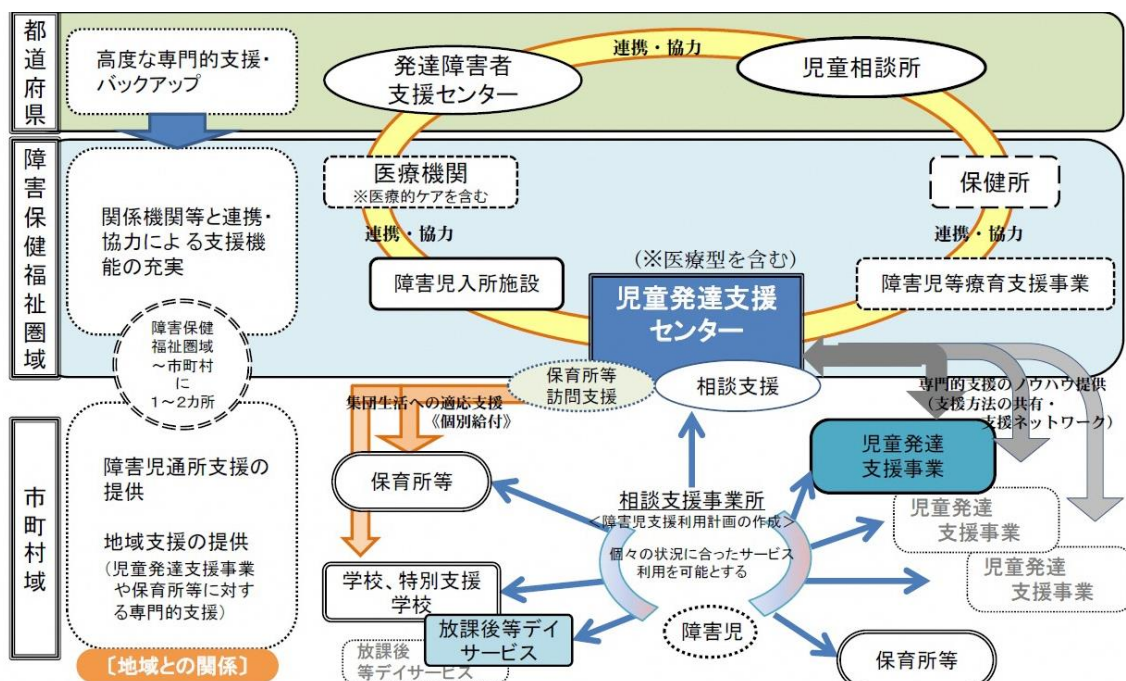
福島県内の児童発達支援センターの設置状況は、令和5年7月1日現在、福祉型14か所、医療型（肢体不自由児を対象）2か所となっていますが、相双圏域ではまだ設置されていません。そのため、本市では地域自立支援協議会で検討を進めるとともに、児童発達支援事業所等民間の事業所の活用を含め、関係事業所及び関係課等と検討する場を設けるなどして、目標年度までの設置を検討します。

【国の基本指針】

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置する。

市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

<児童発達支援センターを中核とした支援体制（イメージ図）>



項目	数値等	考え方
児童発達支援センターの整備か所数	0か所	令和4年度末の整備か所数
【目標値】整備か所数	1か所	令和8年度末までの整備か所数

前計画の実績

項目	数値等	考え方
目標値	1か所	令和5年度末までに児童発達支援センターを市域又は圏域で1か所以上設置
実績値	0か所	令和5年度末までの児童発達支援センターの設置数(見込み)

(2) 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築

<p>【国の基本指針】 保育所等訪問支援:各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが実施するなどにより、令和8年度末までに全市町村において利用できる体制を構築</p>
--

項目	数値等	考え方
保育所等訪問支援を利用できる事業所の整備か所数	0か所	令和4年度末の整備か所数
【目標値】 整備か所数	1か所	令和8年度末までの整備か所数

前計画の実績

項目	数値等	考え方
目標値	1か所	令和5年度末までに保育所等訪問支援を提供できる事業所を市又は圏域で1か所以上設置
実績値	0か所	令和5年度末までに保育所等訪問支援を提供できる事業所数(見込み)

(3) 重症心身障がい児を主たる支援対象とする児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

<p>【国の基本指針】 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。 市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。</p>
--

重症心身障がい児とは、重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している児童をいいます。医療への依存度が高いケースも多いことから、一般の児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所で支援を受けることが困難な場合が多く、現在、相双圏域では重症心身障がい児を対象とする障がい児通所事業所はありません。

そのため、本市では地域自立支援協議会で検討を進めるとともに、近隣市町村等と検討の場を設けるなどして、目標年度までに支援できる事業所の新規参入を支援します。

①重症心身障がい児を主たる支援対象とする児童発達支援事業所

項目	数値等	考え方
重症心身障がい児を主たる支援対象とする児童発達支援事業所の整備か所数	0か所	令和4年度末の整備か所数
【目標値】整備か所数	1か所	令和8年度末までの整備か所数

前計画の実績

項目	数値等	考え方
目標値	1か所	令和5年度末までに重症心身障がい児を主たる支援対象とする児童発達支援事業所を市域又は圏域で1か所以上設置
実績値	0か所	令和5年度末までの整備か所数(見込み)

②重症心身障がい児を主たる支援対象とする放課後等デイサービス事業所

項目	数値等	考え方
重症心身障がい児を主たる支援対象とする放課後等デイサービス事業所の整備か所数	0か所	令和4年度末の整備か所数
【目標値】整備か所数	1か所	令和8年度末までの整備か所数

前計画の実績

項目	数値等	考え方
目標値	1か所	令和5年度末までに重症心身障がい児を主たる支援対象とする放課後等デイサービス事業所を市域又は圏域で1か所以上設置
実績値	0か所	令和5年度末までの整備か所数(見込み)

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

<p>【国の基本指針】</p> <p>①令和8年度末までに、各市町村において保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。</p> <p>②医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。 市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。</p>

① 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療技術の進歩等を背景に、新生児集中治療室（NICU）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引を行う等の医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）が増えています。医療的ケア児やその家族等の支援のためには、地域の保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関の連携が必要不可欠です。本市では、地域自立支援協議会子ども支援部会を協議の場とし、引き続き医療的ケア児支援のための協議を行います。

また、必要に応じて、近隣市町村と共同設置している相馬地方児童発達支援連携会議においても協議を行っていきます。

項目	数値等	考え方
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の数	1か所	令和4年度末の整備か所数
【目標値】 整備か所数	1か所	令和8年度末までの整備か所数

前計画の実績

項目	数値等	考え方
目標値	1か所	令和5年度末までに協議の場の数を設置
実績値	1か所	令和5年度末の協議の場の数

② 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

医療的ケア児等が抱える課題は多分野にわたっており、必要なサービスも多岐にわたります。医療的ケア児等コーディネーターは、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等やその家族にサービスを紹介し、関係機関とつなぐ役割を持っています。

本市では、相馬地方基幹相談支援センターに医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児等を支援する体制を構築します。

項目	数値等	考え方
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	1人	令和4年度末の配置数
【目標値】 配置数	1人	令和8年度末までの配置数（圏域で設置）

6 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

令和8年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

(1) 障がいの種類や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施

令和2年4月に相馬地方4市町村の共同設置により、相馬地方基幹相談支援センターが開設されました。基幹相談支援センターは、障がい者や難病患者等の総合的な相談や虐待防止に関する取り組み、相談支援事業者の人材育成など、地域における相談支援の中核的で指導的な役割を担う機関であり、この基幹相談支援センターを中心として障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援に取り組みます。

項目	数値等	考え方
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施	令和4年度の実施の有無
【目標値】相談支援の実施	実施	令和8年度の実施の有無

(2) 地域の相談支援体制の強化

相馬地方基幹相談支援センターでは、管内の相談支援事業者等を訪問し、困難ケースの検討会や指導・助言等を行っています。今後も引き続き、この事業を実施し、基幹相談支援センターを中心として、地域の相談支援事業者等に専門的な指導・助言等を行います。

項目	数値等	考え方
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	77件	令和4年度の指導・助言件数
【目標値】指導・助言件数	80件	令和6年度の指導・助言件数
	80件	令和7年度の指導・助言件数
	80件	令和8年度の指導・助言件数

(3) 地域の相談支援事業者の人材育成の支援

市内には令和5年9月現在、5か所の相談支援事業所があり、相談支援を実施しています。5事業所はいずれも相談支援専門員が1人もしくは2人の事業所であるため、事業者自らが人材育成を行うことが難しい状況です。そのため、本市では相双地域障害者総合支援センターと連携を図るとともに、基幹相談支援センターとともに相談支援事業所学習会等を開催し、地域の相談支援事業者の人材育成を支援します。

項目	数値等	考え方
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	10回	令和4年度の支援件数
【目標値】支援件数	10回	令和6年度の支援件数
	10回	令和7年度の支援件数
	10回	令和8年度の支援件数

(4) 地域の相談機関との連携強化の取組の実施

市は基幹相談支援センターとともに、地域自立支援協議会や相談支援事業所学習会、地域包括支援センターとの意見交換会等を通して、障がい福祉分野のみならず、高齢福祉分野や児童福祉分野、生活困窮分野など他の相談機関との連携強化に取り組みます。

項目	数値等	考え方
地域の相談機関との連携強化の取組の実施件数	55回	令和4年度の実施件数
【目標値】実施件数	60回	令和6年度の実施件数
	60回	令和7年度の実施件数
	60回	令和8年度の実施件数

(5) 個別事例の支援内容の検証の実施回数

市は基幹相談支援センターとともに、地域自立支援協議会や相談支援事業所学習会、地域包括支援センターとの意見交換会等において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に取り組みます。

項目	数値等	考え方
個別事例の支援内容の検証の実施回数	13回	令和4年度の実施件数
【目標値】実施件数	15回	令和6年度の実施件数
	15回	令和7年度の実施件数
	15回	令和8年度の実施件数

(6) 主任相談支援専門員の配置人数

項目	数値等	考え方
主任相談支援専門員の配置人数	0人	令和4年度の配置数
【目標値】配置数	1人	令和6年度の実施件数
	1人	令和7年度の実施件数
	1人	令和8年度の実施件数

(7) 協議会における相談支援事業所参画による事例検討実施

項目	数値等	考え方
協議会における相談支援事業所参画による事例検討実施回数	1回	令和4年度の実施回数
【目標値】実施回数	3回	令和6年度の実施回数
	3回	令和7年度の実施回数
	3回	令和8年度の実施回数
参加事業者・機関数	8カ所	令和4年度の参加事業者・機関数
【目標値】実施回数	11カ所	令和6年度の参加事業者・機関数
	11カ所	令和7年度の参加事業者・機関数
	11カ所	令和8年度の参加事業者・機関数

(8) 協議会の専門部会の設置

項目	数値等	考え方
協議会の専門部会の設置数	4部会	令和4年度の設置数
【目標値】設置数	4部会	令和6年度の設置数
	4部会	令和7年度の設置数
	4部会	令和8年度の設置数
専門部会の実施回数	36回	令和4年度の実施回数
【目標値】実施回数	40回	令和6年度の実施回数
	40回	令和7年度の実施回数
	40回	令和8年度の実施回数

(9) 発達障がい者等に対する支援

発達障がいの理解や早期発見には本人や家族への積極的なアプローチが重要です。保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング⁹やペアレントプログラム¹⁰等の発達障がい児者やその家族等に対する支援体制を構築します。

項目	数値等	考え方
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施状況	未実施	令和4年度の実施状況
【目標値】実施状況	実施	令和8年度の実施状況
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	0人	令和4年度の実受講者数
【目標値】受講者数	6人	令和8年度の実受講者数
ペアレントメンター ¹¹ の人数	0人	令和4年度末の人数
【目標値】人数	1人	令和8年度末の人数
ピアサポート ¹² 活動への参加人数	0人	令和4年度末の参加人数
【目標値】参加人数	1人	令和8年度末の参加人数

⁹ 保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。

¹⁰ 子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的とした簡易的なプログラム。「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを」ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組む。

¹¹ 発達障がい者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親等に対して相談や助言を行う人のこと。

¹² ピア(PEER)とは同じような立場や境遇、経験等を共にする人たちを表す言葉で、ピアサポートは障がいのある人生に直面し、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして仲間として支えること。

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

- ①市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。
- ②自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要。
- 上記取組を通じて利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

(1) 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加

職員の資質向上を目指し、関係する職員が全て、都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修へ参加できる体制を整備します。

項目	数値等	考え方
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	8人	令和4年度の参加人数
【目標値】参加人数	10人	令和8年度の参加人数

(2) 障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制

請求の過誤をなくし、適正な運営を行っている事業所が確保されるよう、障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有することで請求事務の適正化に努め、事業所の事務負担軽減によるサービスの質の向上を図っていきます。

項目	数値等	考え方
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	令和4年度末の体制の有無
【目標値】体制の有無	有	令和8年度末の体制の有無
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	1回	令和4年度の共有回数
【目標値】共有回数	1回	令和8年度の共有回数

(3) 地域の障がい福祉サービス提供体制の強化

障がい福祉サービスの質の向上を目的に、相馬地方基幹相談支援センター拓では管内の障がい福祉サービス事業者等を訪問し、困難ケースの検討会や助言・指導等を行っています。今後も引き続き、この事業を実施し、基幹相談支援センターを中心として、地域の障がい福祉サービスの提供体制の強化を図ります。

項目	数値等	考え方
地域の障がい福祉サービス事業者に対する訪問等による専門的な助言・指導件数	36 回	令和 4 年度の助言・指導件数
【目標値】助言・指導件数	40 回	令和 8 年度の助言・指導件数

第4節 障がい福祉サービス等の見込量及び確保のための方策

Ⅰ 障がい福祉サービス体系

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画においては、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障がい児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標値等を設定します。

(1) 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス

ア 自立支援給付

介護給付		訓練等給付	
訪問系	居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	訓練・就労系	自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労選択支援（※令和7年10月1日施行） 就労移行支援 就労継続支援（A型） 就労継続支援（B型） 就労定着支援
日中活動系	生活介護 療養介護 短期入所（ショートステイ）		自立生活援助 共同生活援助
居住系	施設入所支援	居住系	

イ 相談支援

計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

ウ 地域生活支援事業

市町村必須事業	市町村任意事業
理解促進研修・啓発事業 自発的活動支援事業 相談支援事業 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業 意思疎通支援事業 日常生活用具給付等事業 手話奉仕員養成研修事業 移動支援事業 地域活動支援センター機能強化事業	日常生活支援に関する事業 ・訪問入浴サービス ・日中一時支援 ・巡回支援専門員整備 など 社会参加支援に関する事業 ・レクリエーション活動等支援 ・点字・声の広報等発行 ・奉仕員養成研修 など 就業・就労支援に関する事業

エ 補装具費

義肢、車椅子、座位保持装置、視覚障がい者安全つえ、補聴器 等

オ 自立支援医療

更生医療・育成医療・精神通院医療（県）

(2) 児童福祉法に基づく障がい児通所サービス

障がい児通所支援		障害児相談支援
児童発達支援 医療型児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援	放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	

2 訪問系サービス

(1) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

【サービス概要】

名称	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事等の介助、調理、洗濯及び掃除等の家事や生活等に関する相談や助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常時介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談や助言その他の生活全般にわたる援助、外出時の移動中の介助を行います。病院等に入院又は入所している方に対して意思疎通の支援その他の支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出時において同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき生じる危険を回避するための必要な援護や外出時の移動中の介護、排せつ及び食事等介護その他必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要の度合いがとて高い方に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助を包括的に提供します。

【実績及び見込量、確保のための方策等】

本市の訪問系サービスは近年、若干の減少傾向が見られたことから、現在の訪問系サービスの利用時間数を基に、施設・病院からの地域移行やニーズ調査等を加味し、各年度の見込量を設定しました。

なお、行動援護や重度障害者等包括支援など、サービス提供できる事業者が近隣市町村にないために提供できていないサービスもあることから、介護保険事業者の共生型サービスの提供等も視野に、新規参入を希望する事業者への情報提供を行います。

区分	第6期計画			第7期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	263 時間	371 時間	377 時間	440 時間	450 時間	460 時間
重度訪問介護	(420 時間)	(420 時間)	(420 時間)			
同行援護	(62.5 %)	(88.2 %)	(89.8 %)			
行動援護	26 人	27 人	30 人	44 人	45 人	46 人
重度障害者等包括支援	(43 人)	(43 人)	(43 人)			
	(60.5 %)	(62.8 %)	(69.8 %)			

※各年3月の値、()内は前計画における見込量及び達成率

【詳細】

区分	第6期計画			第7期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護(時間)	261	367	371	400	410	420
居宅介護(人)	26	25	28	40	41	42
重度訪問介護(時間)	0	2	6	20	20	20
重度訪問介護(人)	0	1	1	2	2	2
同行援護(時間)	2	2	1	20	20	20
同行援護(人)	1	1	1	2	2	2
行動援護(時間)	0	0	0	0	0	0
行動援護(人)	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援(時間)	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援(人)	0	0	0	0	0	0

3 日中活動系サービス

(1) 生活介護

【サービス概要】

名称	内容
生活介護	障がい者支援施設等で常に介護を必要とする方に、昼間に入浴、排せつ及び食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【実績及び見込量、確保のための方策等】

障がいのある方の日中活動の場として今後も利用者が増えていくことが見込まれており、提供できる事業所も一定程度、確保できる見込みであることから、現在のサービス利用量を基に見込量を設定しました。

サービス提供体制の整備にあたっては、既の実施している事業者への定員増や介護保険事業者の共生型サービスの提供等も視野に、事業者への情報提供を行います。

区分	第6期計画			第7期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護 (全体)	1,971 人日	2,047 人日	2,164 人日	2,470 人日	2,565 人日	2,755 人日
	(1,843 人日)	(1,862 人日)	(1,900 人日)			
	(106.9 %)	(109.9 %)	(113.9 %)			
	100 人 (97 人)	107 人 (98 人)	120 人 (100 人)			
	(103.1 %)	(109.2 %)	(120.0 %)			
内訳			内訳			
生活介護 (入所)	1,265 人日 55 人	1,242 人日 52 人	1,122 人日 52 人	1,280 人日 52 人	1,330 人日 52 人	1,430 人日 52 人
生活介護 (通所)	706 人日 45 人	805 人日 55 人	1,042 人日 68 人	1,190 人日 78 人	1,235 人日 83 人	1,325 人日 93 人

※各年3月の値、()内は前計画における見込量及び達成率※単位の「人日」は1か月当たりのサービス利用日数の総数

(2) 療養介護

【サービス概要】

名称	内容
療養介護	医療を必要とし、常に介護を必要とする方に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。

【実績及び見込量、確保のための方策等】

現在、医療を必要とする重度の心身障がいの方が近隣市町村に所在する医療機関において利用しています。今後も同程度の利用が見込まれることから、現在のサービス利用量を基に各年度の見込量を設定しました。

区分	第6期計画			第7期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	4人 (5人) (80.0%)	4人 (5人) (80.0%)	4人 (5人) (80.0%)	5人	5人	5人

※各年3月の値、()内は前計画における見込量及び達成率

(3) 短期入所

【サービス概要】

名称	内容
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気などの理由により、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
(医療型)	病院、診療所、介護老人保健施設において実施。遷延性意識障がい児・者、ALS(筋萎縮性側索硬化症)などの運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重度障がい者等が対象
(福祉型)	障がい者支援施設や障がい児入所施設において実施。障がい支援区分Ⅰ以上の方が対象

【実績及び見込量、確保のための方策等】

現在、医療型については市内に施設がないため、近隣市町村に所在する施設を利用している状況です。福祉型はここ数年、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、事業所によっては利用制限が行われたことから利用量が低迷していたものの、今後は徐々に利用の増加が見込まれることから、現在のサービス利用量を基に各年度の見込量を設定しました。

また、障がい児短期入所については、現在のところ医療型の利用実績がなく、現在のサービス利用量を基に各年度の見込量を設定しました。

区分	第6期計画			第7期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所 (医療型)	27 人日	11 人日	15 人日	20 人日	20 人日	20 人日
	(30 人日)	(30 人日)	(30 人日)			
	(90.0 %)	(36.7 %)	(50.0 %)			
	1 人	1 人	1 人			
	(3 人)	(3 人)	(3 人)	2 人	2 人	2 人
	(33.3 %)	(33.3 %)	(33.3 %)			
短期入所 (福祉型)	36 人日	44 人日	57 人日	80 人日	80 人日	80 人日
	(168 人日)	(168 人日)	(168 人日)			
	(21.4 %)	(26.2 %)	(33.9 %)			
	7 人	5 人	7 人			
	(12 人)	(12 人)	(12 人)	8 人	8 人	8 人
	(58.3 %)	(41.7 %)	(58.3 %)			

※各年3月の値、()内は前計画における見込量及び達成率

※単位の「人日」は1か月当たりのサービス利用日数の総数

<障がい児>

区分	第2期計画			第3期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所 (医療型)	0 人日	0 人日	0 人日	1 人日	1 人日	1 人日
	(0 人日)	(0 人日)	(0 人日)			
	-	-	-			
	0 人	0 人	0 人			
	(0 人)	(0 人)	(0 人)	1 人	1 人	1 人
	-	-	-			
短期入所 (福祉型)	7 人日	0 人日	2 人日	4 人日	4 人日	4 人日
	(4 人日)	(4 人日)	(4 人日)			
	(175.0 %)	(0.0 %)	(50.0 %)			
	1 人	0 人	1 人			
	(2 人)	(2 人)	(2 人)	2 人	2 人	2 人
	(50.0 %)	(0.0 %)	(50.0 %)			

※各年3月の値、()内は前計画における見込量及び達成率

※単位の「人日」は1か月当たりのサービス利用日数の総数

4 訓練・就労系サービス

(1) 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

【サービス概要】

名称	内容
自立訓練	障がい者支援施設やサービス事業所または自宅を訪問することにより、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
(機能訓練)	身体障がい者及び難病患者を対象として、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。
(生活訓練)	知的障がい者・精神障がい者を対象として、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。

【実績及び見込量、確保のための方策等】

自立訓練(機能訓練)については、これまで利用者がなく、また、提供可能なサービス事業所も見込めない状況です。自立訓練(生活訓練)については、現在のサービス提供量を基に各年度の見込量を設定しました。

区分	第6期計画			第7期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練(機能訓練)	0人日 (0人日) -	0人日 (0人日) -	0人日 (0人日) -	0人日	0人日	0人日
	0人 (0人) -	0人 (0人) -	0人 (0人) -	0人	0人	0人
自立訓練(生活訓練)	321人日 (225人日) (142.7%)	197人日 (300人日) (65.7%)	157人日 (375人日) (41.9%)	225人日	225人日	225人日
	19人 (15人) (126.7%)	13人 (20人) (65.0%)	10人 (25人) (40.0%)	15人	15人	15人

※各年3月の値、()内は前計画における見込量及び達成率

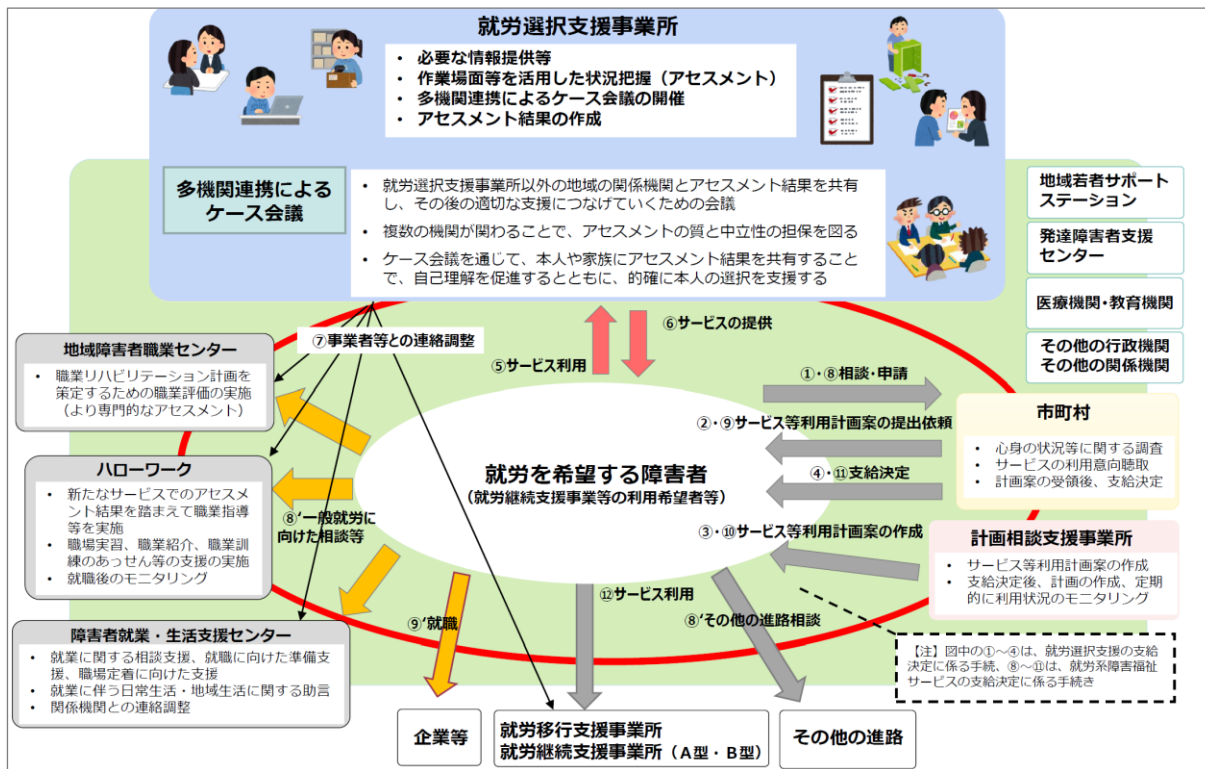
※単位の「人日」は1か月当たりのサービス利用日数の総数

(2) 就労選択支援

【サービス概要】

名称	内容
就労選択支援	就労を希望する障がいのある方または就労の継続を希望する障がいのある方に対して、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型の利用または一般就労をする前に、就労アセスメントを行うことで、本人の希望、就労能力や適性などに合った適切な選択ができるようサポートを行います。

<就労選択支援(イメージ図)>



【見込量確保のための方策等】

就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望や能力に沿ったよりきめ細かい支援を提供することが求められていることから、令和7年10月1日に新たなサービスとして施行されます。今後、地域生活や就労支援の強化等が進展することを加味し、見込量を設定しています。

各関係機関との連携に努め、事業者への情報提供を行い、今まで以上に、障がいのある方一人一人が持つ能力を最大限に活かして、社会に貢献できるような就業の実現を目指します。

区分	第6期計画			第7期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	— 人日	— 人日	— 人日	— 人日	0 人日	5 人日
	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	1 人

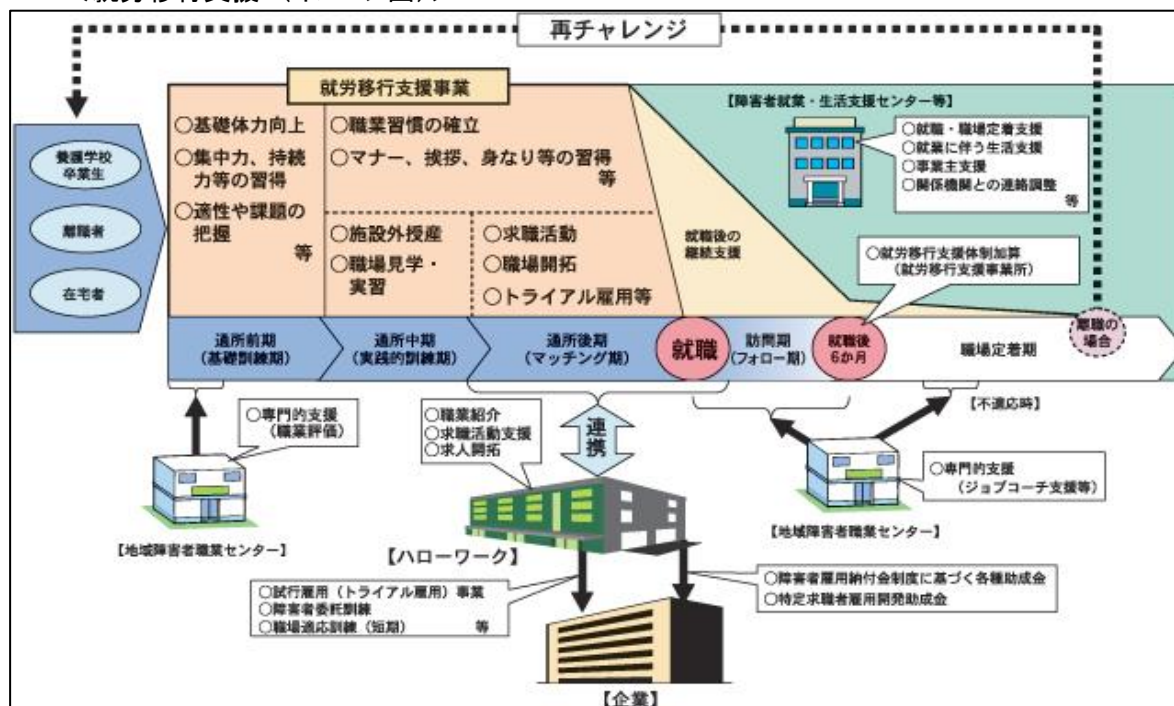
※単位の「人日」は1か月当たりのサービス利用日数の総数

(3) 就労移行支援

【サービス概要】

名称	内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する原則65歳未満の方に、一定期間、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談や支援を行います。

<就労移行支援（イメージ図）>



【実績及び見込量、確保のための方策等】

令和元年度に市内にサービス事業所が開設されたことにより利用実績が増加しました。今後も同程度の利用が見込まれることから、各年度の見込量を設定しました。

区分	第6期計画			第7期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	63 人日 (120 人日) (52.5 %)	153 人日 (120 人日) (127.5 %)	82 人日 (120 人日) (68.3 %)	140 人日	160 人日	180 人日
	3 人 (6 人) (50.0 %)	7 人 (6 人) (116.7 %)	6 人 (6 人) (100.0 %)	7 人	8 人	9 人

※各年3月の値、()内は前計画における見込量及び達成率

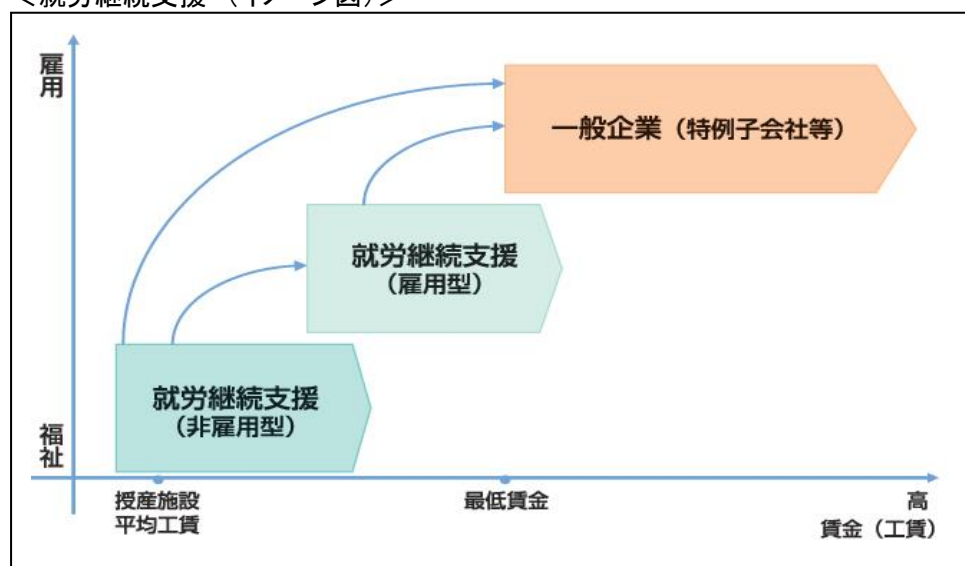
※単位の「人日」は1か月当たりのサービス利用日数の総数

(4) 就労継続支援(A型・B型)

【サービス概要】

名称	内容
就労継続支援 (雇用型・A型)	企業等に雇用されることが困難な方に対し、雇用契約等に基づき生産活動その他の機会の提供その他就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練や支援を行います。
就労継続支援 (非雇用型・B型)	企業等に雇用されることが困難な方のうち、企業や就労継続支援A型事業所に雇用されていた方で、①年齢、心身の状態その他の事情により引き続き雇用されることが困難になった方、②就労移行支援によっても企業等や就労継続支援A型事業所での雇用に至らなかった方、③その他企業等や就労継続支援A型事業所に雇用されることが困難な方に、雇用契約は結ばず、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練等の支援を行います。

<就労継続支援 (イメージ図)>



【実績及び見込量、確保のための方策等】

就労継続支援(A型)については、市内及び近隣市町村でサービス提供できる事業所がなく、市外のサービス事業所での利用のみです。就労継続支援はA型・B型共に、今後も同程度の利用が見込まれることから、現在のサービス利用量を基に一般就労への移行分も加味し、各年度の見込量を設定しました。

サービス提供体制の整備にあたっては、特に、就労継続支援(A型)の提供について、新規参入事業者や既存事業者への情報提供を行います。

区分	第6期計画			第7期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (A型)	23 人日 (20 人日) (115.0 %)	23 人日 (20 人日) (115.0 %)	42 人日 (40 人日) (105.0 %)	40 人日	40 人日	40 人日
	1 人 (1 人) (100.0 %)	1 人 (1 人) (100.0 %)	2 人 (2 人) (100.0 %)	2 人	2 人	2 人
	1,947 人日 (2,400 人日) (81.1 %)	2,252 人日 (2,500 人日) (90.1 %)	1,794 人日 (2,600 人日) (69.0 %)	2,400 人日	2,500 人日	2,600 人日
就労継続支援 (B型)	112 人 (120 人) (93.3 %)	118 人 (125 人) (94.4 %)	107 人 (130 人) (82.3 %)	120 人	125 人	130 人

※各年3月の値、()内は前計画における見込量及び達成率

※単位の「人日」は1か月当たりのサービス利用日数の総数

(5) 就労定着支援

【サービス概要】

名称	内容
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して、一般の企業等に雇用された方の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行い、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関連する相談、指導、助言等の必要な支援を行います。

【実績及び見込量、確保のための方策等】

就労定着支援は平成30年度に創設された障がい福祉サービスで、令和4年度に市内にサービス事業所が開設されたことにより利用実績が増加しました。

区分	第6期計画			第7期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	0 人 (0 人) -	3 人 (1 人) (300.0 %)	2 人 (3 人) (66.7 %)	5 人	5 人	5 人

※各年3月の値、()内は前計画における見込量及び達成率

5 居住系サービス

(1) 共同生活援助(グループホーム)

【サービス概要】

名称	内容
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者に対して、主として夜間、共同生活を行う住居において、相談、食事の介護等の日常生活上の援助を行います。

【実績及び見込量、確保のための方策等】

ニーズ調査の結果からも、入所施設や長期入院等からの地域移行が進展することにより、今後も住まいの場としての必要性が高まることから、現在の利用実績を基に各年度の見込量を設定しました。

区分	第6期計画			第7期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	66人 (66人) (100.0%)	64人 (68人) (94.1%)	64人 (70人) (91.4%)	66人	68人	70人

※各年3月の値、()内は前計画における見込量及び達成率

(2) 自立生活援助

【サービス概要】

名称	内容
自立生活援助	自宅において单身等で生活する方に対し、定期的な巡回訪問や随時連絡を受けて行う訪問、相談対応等により日常生活を営む上での問題を把握し、必要な情報の提供や助言、相談、関係機関との連絡調整等を通じて自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。

【実績及び見込量、確保のための方策等】

ニーズ調査の結果から、今後も施設やグループホームから一人暮らしなど、地域移行が進むことが予想されます。しかしながら現在のところ、供給量の大幅な増加は見込めず、現在の利用実績を基に各年度の見込量を設定しました。

区分	第6期計画			第7期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	2人 (4人) (50.0%)	2人 (4人) (50.0%)	2人 (5人) (40.0%)	4人	4人	4人

※各年3月の値、()内は前計画における見込量及び達成率

(3) 施設入所支援

【サービス概要】

名称	内容
施設入所支援	施設に入所する方に対して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【実績及び見込量、確保のための方策等】

現在の施設入所者数を基に、ニーズ調査の結果から今後の地域移行の進展を加味し、各年度の見込量を設定しました。

区分	第6期計画			第7期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	57人 (54人) (105.6%)	55人 (54人) (101.9%)	54人 (53人) (101.9%)	54人	53人	52人

※各年3月の値、()内は前計画における見込量及び達成率

6 相談支援

(1) 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

【サービス概要】

名称	内容
計画相談支援	障がい福祉サービスを申請した方について、サービス等利用計画の作成、支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している方や精神科病院に入院している方等、地域における生活に移行するために重点的な支援が必要な方に対し、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談その他必要な支援を行います。
地域定着支援	自宅において単身等で生活する方について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に関する相談その他の必要な支援を行います。

【実績及び見込量、確保のための方策等】

計画相談支援は障がい福祉サービスの利用者が今後増えていくことが見込まれていることから、同様に増加が予想されます。そのため、現在の利用者数を基に、各年度の見込量を設定しました。

なお、地域移行支援及び地域定着支援は利用実績が少ないものの、今後、障がい者支援施設や長期入院からの地域移行が進展することを加味し、各年度の見込量を設定しています。

区分	第6期計画			第7期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	78人 (88人) (88.6%)	81人 (88人) (92.0%)	84人 (88人) (95.5%)	90人	90人	90人
【参考】年間実人数	268人	267人	260人	270人	270人	270人
地域移行支援	0人 (1人) (0.0%)	1人 (1人) (100.0%)	1人 (1人) (100.0%)	1人	1人	1人
【参考】年間実人数	0人	1人	1人	1人	1人	1人
地域定着支援	0人 (1人) (0.0%)	0人 (1人) (0.0%)	0人 (1人) (0.0%)	1人	1人	1人
【参考】年間実人数	0人	0人	0人	1人	1人	1人

※各年3月の値、()内は前計画における見込量及び達成率

7 障がい児通所支援サービス

(1) 児童発達支援・医療型児童発達支援

【サービス概要】

名称	内容
児童発達支援	療育の観点から集団療育や個別療育を行うことが必要と認められる主に未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要と認められる障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

【実績及び見込量、確保のための方策等】

児童発達支援については、少子化が進んでいる一方で需要は年々、増加傾向にあります。そのため、これまでの利用者数を基に、各年度の見込量を設定しました。

医療型児童発達支援については、市内及び近隣市町村で提供できる事業所がなく利用できない状況のため、引き続きサービス提供体制の整備に努めます。

区分	第2期計画			第3期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	223 人日 (231 人日) (96.5 %) 36 人 (42 人) (85.7 %)	212 人日 (231 人日) (91.8 %) 33 人 (42 人) (78.6 %)	223 人日 (247 人日) (90.3 %) 35 人 (45 人) (77.8 %)	234 人日 39 人	240 人日 40 人	258 人日 43 人
医療型児童発達支援	0 人日 (0 人日) (- %) 0 人 (0 人) (- %)	0 人日 (0 人日) (- %) 0 人 (0 人) (- %)	0 人日 (0 人日) (- %) 0 人 (0 人) (- %)	0 人日 0 人	0 人日 0 人	0 人日 0 人

※各年3月の値で、()内は前計画における見込量及び達成率

※単位の「人日」は1か月当たりのサービス利用日数の総数

(2) 放課後等デイサービス

【サービス概要】

名称	内容
放課後等デイサービス	就学している障がい児に、主に授業の終了後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

【実績及び見込量、確保のための方策等】

児童発達支援と同様に年々利用量は増加傾向で、ニーズ調査の結果からも、今後もこの傾向は継続すると思われます。これまでの利用実績の伸び率等を基に各年度の見込量を設定しました。

区分	第2期計画			第3期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	577 人日 (600 人日) (96.2 %)	728 人日 (624 人日) (116.7 %)	678 人日 (640 人日) (105.9 %)	720 人日 80 人	738 人日 82 人	756 人日 84 人
	75 人 (75 人) (100.0 %)	77 人 (78 人) (98.7 %)	76 人 (80 人) (95.0 %)			

※各年3月の値で、()内は前計画における見込量及び達成率

※単位の「人日」は1か月当たりのサービス利用日数の総数

(3) 保育所等訪問支援

【サービス概要】

名称	内容
保育所等訪問支援	保育所・幼稚園・小学校・特別支援学校、認定こども園等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

【実績及び見込量、確保のための方策等】

現在のところ、市内に事業所がなく、近隣市町村でサービス提供できる事業所の実施地域に入っていないことから、利用実績がありません。そのため、現在は地域生活支援事業の巡回支援専門員が幼稚園や保育園等を訪問し、専門的なアドバイスを実施しています。

なお、令和8年度までには児童発達支援センターの整備と併せて、実施について検討していきます。

区分	第2期計画			第3期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	0 人日 (0 人日)	0 人日 (0 人日)	0 人日 (1 人日)	0 人日	2 人日	6 人日
	-	-	(0.0 %)			
	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (1 人)	0 人	2 人	3 人
	-	-	(0.0 %)			

※各年3月の値、()内は前計画における見込量及び達成率

※単位の「人日」は1か月当たりのサービス利用日数の総数

(4) 居宅訪問型児童発達支援

【サービス概要】

名称	内容
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいがあり、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

【実績及び見込量、確保のための方策等】

現在のところ、市内及び近隣市町村でサービス提供できる事業所がなく、利用できない状況ですので、サービス提供体制の整備に努めます。

区分	第2期計画			第3期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型 児童発達支援	0 人日 (0 人日)	0 人日 (0 人日)	0 人日 (0 人日)	0 人日	0 人日	0 人日
	-	-	-			
	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	0 人	0 人	0 人
	-	-	-			

※各年3月の値、()内は前計画における見込量及び達成率

※単位の「人日」は1か月当たりのサービス利用日数の総数

8 障害児相談支援

【サービス概要】

名称	内容
障害児相談支援	障がい児通所支援サービスを申請した児童について、障害児支援利用計画書の作成やその後の見直し（モニタリング）、事業者との連絡調整を行います。

【実績及び見込量、確保のための方策等】

障がい児通所支援サービスの需要の高まりとともに、障害児相談支援も年々増加傾向にあります。市内では指定障害児相談支援事業者は3か所ありますが、いずれの事業者も指定特定相談支援事業者を兼ねており、特に障害児相談支援の利用に際しては、一部事業者への偏りがあることから、現在の状況では速やかで適切な相談支援ができるとは言えません。

今後は、県及び関係団体と連携し、相談支援専門員の確保や人材育成に取り組み、サービス提供の充実を図っていきます。

区分	第2期計画			第3期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	11人 (40人) (27.5%)	23人 (40人) (57.5%)	31人 (45人) (68.9%)	35人	37人	40人
【参考】年間実人数	90人	85人	90人	95人	97人	100人

※各年3月の値、()内は前計画における見込量及び達成率

9 障害児入所施設

【サービス概要】

名称	内容
福祉型障害児入所施設	障がい児を入所させ、保護、日常生活の指導及び独立成長に必要な知識技能の付与を行う施設です。
医療型障害児入所施設	障がい児を入所させ、保護、日常生活の指導及び独立成長に必要な知識技能の付与及び治療を行う施設です。

【実績及び見込量、確保のための方策等】

障害児入所施設への入所については、都道府県が実施主体です。本市では、入所児童の日常生活上の支援や退所時の地域移行・地域定着に際し、スムーズな支援が可能になるよう、児童相談所や相談支援事業所との連携を図ります。

区分	第2期計画			第3期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型障害児入所施設	1人 (4人) (25.0%)	1人 (4人) (25.0%)	1人 (4人) (25.0%)	1人	1人	1人
医療型障害児入所施設	3人 (1人) (300.0%)	1人 (1人) (100.0%)	1人 (1人) (100.0%)	1人	1人	1人

※各年3月の値、()内は前計画における見込量及び達成率

10 子ども・子育て支援事業等（保育所等の利用を必要とする障がい児数）

障がい児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進し、障がいの有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、子ども・子育て支援事業（保育所や認定子ども園、放課後児童健全育成事業¹³）における障がい児の受け入れ体制を整備します。「相馬市子ども・子育て支援事業計画」と整合性を図り見込量の設定をしています。

区分	第2期計画			第3期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所の利用を必要とする障がい児数	81 人日 (125 人日) (64.8 %) 4 人 (5 人) (80.0 %)	36 人日 (125 人日) (28.8 %) 2 人 (5 人) (40.0 %)	40 人日 (125 人日) (32.0 %) 2 人 (5 人) (40.0 %)	90 人日	90 人日	90 人日
認定子ども園の利用を必要とする障がい児数	0 人日 (0 人日) (- %) 0 人 (0 人) (- %)	62 人日 (125 人日) (- %) 4 人 (5 人) (- %)	62 人日 (125 人日) (- %) 4 人 (5 人) (- %)	75 人日	75 人日	75 人日
放課後児童健全育成事業の利用を必要とする障がい児数	0 人日 (100 人日) (0.0 %) 0 人 (5 人) (0.0 %)	135 人日 (100 人日) (135.0 %) 10 人 (5 人) (200.0 %)	135 人日 (100 人日) (135.0 %) 10 人 (5 人) (200.0 %)	135 人日	135 人日	135 人日

※各年3月の値、()内は前計画における見込量及び達成率

※単位の「人日」は1か月当たりのサービス利用日数の総数

¹³ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

II 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい福祉サービスとは別に、市町村や都道府県が地域の事情に応じて、柔軟に実施することができる事業として位置づけられています。

なお、本市が実施している事業は以下のとおりです。

(1) 相談支援事業

【事業概要】

名称	内容
障害者相談支援事業	障がいの種別に関わらず、障がい者等からの各種相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業)を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援事業者等に対する総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進の取組、権利擁護・虐待防止などの取組を行います。

【実績及び見込量確保のための方策等】

現在市内には指定特定相談支援事業者が5事業所あり、本市ではそのうち3事業所に障害者相談支援事業を委託しています。

また、令和2年4月に相馬地方4市町村が共同で相馬地方基幹相談支援センター拓(ひらく)を設置し、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として各種取組を行っています。

区分	第6期計画			第7期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	3 か所 (3 か所) (100.0%)	3 か所 (3 か所) (100.0%)	3 か所 (3 か所) (100.0%)	4 か所	4 か所	4 か所
基幹相談支援センター等機能強化事業	有 (有)	有 (有)	有 (有)	有	有	有

※()内は前計画における見込量及び達成率

(2) 成年後見制度利用支援事業

【事業概要】

名称	内容
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用と認められるが、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる知的障がい者や精神障がい者で、身寄りがいないなどの理由で親族による成年後見の申し立てができない場合は、「相馬市成年後見制度に基づく市長の申し立てに関する取扱要綱」に基づき市長申し立てを行い、成年後見制度を利用する費用のうち、成年後見制度申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を補助します。

【実績及び見込量確保のための方策等】

事業の普及啓発に努め、必要な方が利用できるようにします。

区分	第6期計画			第7期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	1人 (1人) (100.0%)	1人 (1人) (100.0%)	0人 (1人) (0.0%)	1人	1人	1人

※（ ）内は前計画における見込量及び達成率

(3) 意思疎通支援事業

【事業概要】

名称	内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、コミュニケーションの円滑化を図ります。

【実績及び見込量確保のための方策等】

現在の利用実績を基に、各年度の見込量を設定しました。引き続き、手話奉仕員の育成及び確保を図るとともに、広域的な派遣については、事業実施主体と委託契約のうえ事業を実施します。

併せて、手話奉仕員の通訳技術の向上のための施策を検討し、事業の円滑な実施に努めます。

区分	第6期計画			第7期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業						
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	21 件 (20 件) (105.0 %)	25 件 (20 件) (125.0 %)	25 件 (25 件) (100.0 %)	25 件	25 件	25 件
遠隔手話通訳（窓口対応）事業	- 人 (- 人) (- %)	10 人 (0 人) (- %)	8 人 (0 人) (- %)	10 人	10 人	10 人

※（ ）内は前計画における見込量及び達成率

（4）日常生活用具給付等事業

【事業概要】

名称	内容
日常生活用具給付等事業	障がい者等に対し、以下の自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与し、日常生活の利便性の向上を図ります。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器等
自立生活支援用具	入浴補助用具、頭部保護帽、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、酸素ポンベ運搬車、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、視覚障がい者用拡大読書器、聴覚障がい者用通信装置、人工喉頭等
排泄管理支援用具	蓄便袋、蓄尿袋、紙おむつ、収尿器等
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	設置に小規模な住宅改修を伴う用具（手すり、スロープなど）

【実績及び見込量確保のための方策等】

現在の利用実績を基に、各年度の見込量を設定しました。なお、利用する方のニーズを的確に把握し、必要に応じて適切に品目等の見直しを行い、障がいのある方が安心して地域で生活できるようにします。

区分	第6期計画			第7期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業	871 件 (903 件) (96.5 %)	884 件 (903 件) (97.9 %)	905 件 (903 件) (100.2 %)	927 件	927 件	927 件
介護・訓練支援用具	2 件 (3 件) (66.7 %)	3 件 (3 件) (100.0 %)	3 件 (3 件) (100.0 %)	3 件	3 件	3 件
自立生活支援用具	5 件 (8 件) (62.5 %)	4 件 (8 件) (50.0 %)	6 件 (8 件) (75.0 %)	8 件	8 件	8 件
在宅療養等支援用具	11 件 (10 件) (110.0 %)	9 件 (10 件) (90.0 %)	10 件 (10 件) (100.0 %)	10 件	10 件	10 件
情報・意思疎通支援用具	11 件 (10 件) (110.0 %)	15 件 (10 件) (150.0 %)	14 件 (10 件) (140.0 %)	14 件	14 件	14 件
排泄管理支援用具	841 件 (870 件) (96.7 %)	851 件 (870 件) (97.8 %)	870 件 (870 件) (100.0 %)	890 件	890 件	890 件
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	1 件 (2 件) (50.0 %)	2 件 (2 件) (100.0 %)	2 件 (2 件) (100.0 %)	2 件	2 件	2 件

※()内は前計画における見込量及び達成率

(5) 手話奉仕員養成研修事業

【事業概要】

名称	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、実施主体の広報活動などの支援者として期待される日常会話レベルの手話表現技術を習得する手話奉仕員養成研修を実施します。

【実績及び見込量確保のための方策等】

引き続き、手話奉仕員養成講座(入門編・基礎編)を開催し、新規登録者を確保するとともに、すでに登録した手話奉仕員に対する通訳技術の向上のための講座(スキルアップ編)を開催し、事業の円滑な実施に努めます。

区分	第6期計画			第7期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成講座事業	実施 (実施)	実施 (実施)	実施 (実施)	実施	実施	実施
(修了者数)	5人 (10人) (50.0%)	4人 (10人) (40.0%)	4人 (10人) (40.0%)	10人	10人	10人

※()内は前計画における見込量及び達成率

(6) 移動支援事業

【事業概要】

名称	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

【実績及び見込量確保のための方策等】

これまでの利用実績を基に各年度の見込量を設定しました。現在のところ、市内及び近隣市町村においては実施している事業所はなく、市外の障がい者支援施設やグループホームに入居している方の利用のみになっています。

しかしながら、令和5年8月に実施したアンケート調査においても外出支援に関する希望が多いことから、福祉サービス事業所に対し、事業実施の働きかけを行っていきます。

区分	第6期計画			第7期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業 (実利用者数)	49時間 (100時間) (49.0%)	50時間 (100時間) (50.0%)	110時間 (100時間) (110.0%)	120時間	120時間	120時間
	2人 (2人) (100.0%)	3人 (2人) (150.0%)	3人 (2人) (150.0%)	3人	3人	3人

※()内は前計画における見込量及び達成率

(7) 地域活動支援センター機能強化事業

【事業概要】

名称	内容
地域活動支援センター 機能強化事業	障がいのある方に創作的活動や生産活動の機会の提供し、社会との交流の促進等を供与する地域活動支援センターの機能を強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。
I 型	1日当たりの実利用者数が概ね20名以上で、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。
II 型	1日当たりの実利用者数が概ね15名以上で、地域において雇用・就労が困難な在宅の障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
III 型	1日当たりの実利用者数が概ね10名以上で、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有する事業者が該当します。

【実績及び見込量確保のための方策等】

現在、地域活動支援センターは市内に1事業所あり、基礎的事業によるものです。近年は利用者が減少傾向にあります。事業の必要性に鑑み、継続的に実施しながら段階的に機能強化事業への移行等を検討します。

区分	第6期計画			第7期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター						
基礎的事業 (実利用者数)	14 人 (15 人) (93.3 %) 1 か所 (1 か所) (100.0 %)	10 人 (15 人) (66.7 %) 1 か所 (1 か所) (100.0 %)	12 人 (15 人) (80.0 %) 1 か所 (1 か所) (100.0 %)	15 人 1 か所	15 人 1 か所	15 人 1 か所
I 型	無 (無)	無 (無)	無 (無)	無	無	無
II 型	無 (無)	無 (無)	無 (無)	無	無	無
III 型	無 (無)	無 (無)	無 (無)	無	無	無

※()内は前計画における見込量及び達成率

(8) 日中一時支援事業

【事業概要】

名称	内容
日中一時支援事業	見守り等の支援が必要な障がい者に対し、日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供します。

【実績及び見込量確保のための方策等】

現在、2事業所で事業を実施しています。今後も、事業の適正な実施のため、事業者との連携・調整を進めていきます。

区分	第6期計画			第7期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業 (実利用者数)	10 人 (5 人) (200.0 %)	9 人 (5 人) (180.0 %)	8 人 (5 人) (160.0 %)	10 人	10 人	10 人

※()内は前計画における見込量及び達成率

(9) 巡回支援専門員整備事業

【事業概要】

名称	内容
巡回支援専門員整備事業	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

【実績及び見込量確保のための方策等】

現在、専門員1名が市内の保育園及び幼稚園等を巡回訪問し、職員や障がい児の保護者等に対し、助言等の相談支援を行っています。引き続き、保育園や幼稚園、教育委員会、特別支援学校等関係機関と連携を図りながら、障がいのある子どもや発達に心配のある子どもが、早期に療育を受けることができるよう支援を継続して実施します。

区分	第6期計画			第7期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
巡回支援専門員整備事業	実施 (実施)	実施 (実施)	実施 (実施)	実施	実施	実施

※()内は前計画における見込量及び達成率

(10) レクリエーション活動等支援事業

【事業概要】

名称	内容
レクリエーション活動等支援事業	各種レクリエーション教室や運動会等を開催し、障がい者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。

【実績及び見込量確保のための方策等】

現在、市身体障がい者福祉会を中心に障がい児者等の交流、余暇等に資するため芋煮会等のレクリエーション活動を行っています。今後も引き続き、事業を実施し、障がい者の社会参加活動を行うための環境の整備を行います。

区分	第6期計画			第7期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
レクリエーション活動等支援事業	実施 (実施)	実施 (実施)	実施 (実施)	実施	実施	実施

※()内は前計画における見込量及び達成率

(11) 点字・声の広報等発行事業

【事業概要】

名称	内容
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者等のために、点訳、音声訳その他障がい者等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、障がいに関する事業の紹介、生活情報、その他障がい者等が地域生活を営む上で必要な情報を定期的又は必要に応じて適宜、提供します。

【実績及び見込量確保のための方策等】

現在、月2回発行される「広報そうま」は、点訳サークル「てんとうむし」による点訳、ボランティアによる音声訳によって文字による情報入手が困難な障がい者等に届けられています。今後も引き続き、団体等の活動を支援するとともに、事業の周知・啓発を行い、利用者の拡大を図ります。

区分	第6期計画			第7期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点字・声の広報等発行事業	実施 (実施)	実施 (実施)	実施 (実施)	実施	実施	実施

※()内は前計画における見込量及び達成率

(12) 奉仕員養成研修事業

【事業概要】

名称	内容
奉仕員養成研修事業	点訳や朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成研修を実施します。

【実績及び見込量確保のための方策等】

引き続き、点訳奉仕員養成講座を実施し、奉仕員の確保に図ります。また、現在取り組みがない朗読奉仕員養成講座については事業実施の検討を行います。

区分	第6期計画			第7期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
奉仕員養成研修事業 (修了者)	実施 (実施) 4人 (5人) (80.0%)	実施 (実施) 0人 (5人) (0.0%)	実施 (実施) 3人 (5人) (60.0%)	実施 5人	実施 5人	実施 5人

※()内は前計画における見込量及び達成率

(13) 自動車運転免許取得・改造助成事業

【事業概要】

名称	内容
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障がい者の自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより社会参加の促進を図ります。

【実績及び見込量確保のための方策等】

障がい者の社会参加の促進にとって必要な事業であるため、引き続き、事業の普及啓発を行います。

区分	第6期計画			第7期計画		
	実績		推計	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得助成	0人 (1人) (0.0%)	0人 (1人) (0.0%)	0人 (1人) (0.0%)	1人	1人	1人
自動車改造助成	0人 (1人) (0.0%)	2人 (1人) (200.0%)	0人 (1人) (0.0%)	1人	1人	1人

※()内は前計画における見込量及び達成率